

官報

号外 昭和二十二年九月十九日

○第一回衆議院會議錄第三十三号

昭和二十二年九月十八日(木曜日)

午後二時三十分開議

議事日程 第三十二号

昭和二十二年九月十八日(木曜日)

午後一時開議

一 國務大臣の水害報告に関する件

〔朗読を省略した報告〕

一、去る三十日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

生命保険中央会及び損害保険中央会の保險業務に関する權利義務の承繼に關する法律

労働者災害補償保險特別會計法の一部を改正する法律

復興金融庫法の一部を改正する法律

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律

大正十二年勅令第五百二十八号司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律

大学等への死体交付に関する法律

昭和二十一年法律第十一号(弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和三十二年九月十九日

衆議院會議錄第三十三号

議長の報告

官報号外

昭和二十二年九月十九日

衆議院會議錄第三十三号

議長の報告

官報号外

昭和二十二年九月十九日

衆議院會議錄第三十三号

議長の報告

官報号外

昭和二十二年九月十九日

衆議院會議錄第三十三号

議長の報告

官報号外

一、去る八月三十日國會において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨參議院に通知した。

昭和二十二年一般會計予算補正(第一号)

一、去る八月三十日本院は第一回國會の会期を九月一日から十月二十日まで五十日間延長することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。

一、去る八月三十日本院は九月一日から九月十四日まで十四日間休会することを議決し、その旨參議院及び内閣に通知した。

一、去る八月三十日松平參議院議長から松岡議長宛、國會の会期を九月一日から十月二十日まで五十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る八月三十日松平參議院議長から松岡議長宛、參議院は九月一日から十四日まで十四日間休会することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る八月二十九日松岡議長は、片山内閣總理大臣申請の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

總理廳事務官(公
正取引委員會事務
局長) 黃田多喜夫

一、去る十三日松岡議長は、片山内閣總理大臣申請の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(行政調査部) 淺井 清

(總理廳) 總理廳技官 森田 優三

(計局) 労働事務次官 土井 直作

(労働局長) 労働事務次官 賀來才二郎

(婦人少) 労働事務次官 山川 菊榮

(年局長) 労働事務次官 山川 菊榮

(職業安) 労働事務次官 上山 顯

(定局長) 労働事務次官 中西 實

(會計課長) 労働事務次官 中西 實

(労働基準) 労働事務次官 江口見登留

(長兼労働統) 労働事務次官 江口見登留

(計調査局長) 労働事務次官 江口見登留

一、去る十六日松岡議長は、片山内閣總理大臣申請の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(經濟安定本) 渡邊年之助

(部労働局長) 渡邊年之助

(大臣官) 大藏事務官 森永貞一郎

(房長) 大藏事務官 舟山 正吉

(國有財) 大藏事務官 伊原 隆

(資局長) 大藏事務官 伊原 隆

(理財局長) 大藏事務官 伊原 隆

又次の政府委員を免することを承認した。

又次の政府委員を免することを承認した。

又次の政府委員を免することを承認した。

又次の政府委員を免することを承認した。

又次の政府委員を免することを承認した。

又次の政府委員を免することを承認した。

又次の政府委員を免することを承認した。

又次の政府委員を免することを承認した。

又次の政府委員を免することを承認した。

任委員の辞任を許可した。

國土計画委員 田中 萬逸君

文化委員 松岡 駒吉君

労働委員 土井 直作君

議院運営委員 土井 直作君

一、去る八月三十日内閣から提出した議案は次の通りである。

國家公務員法案

一、去る二日内閣から提出した議案は次の通りである。

臨時農業生産調整法案

一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。

重要肥料統制法等を廃止する法律案

一、去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

一、去る二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き継いだ場合の措置に關する法律案

一、去る十五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

財團法人理化学研究所に関する措置に關する法律案

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る二日委員会に付託された議案は次の通りである。

逃げ遅れしる住民は、附近の高所または堤防上に孤立するに至つたのであります。以上の状況下に生じた被害の概数を申し上げますと、死者四十三名、傷者十六名、行方不明が三十四名、家屋の倒壊及び流失が三百五十九戸、家屋の浸水が六万六千六百六十九戸、田畑の冠水が三万五千八百五十七町歩、田畑の冠水が三万六千六百六十九町歩、道路の決壊が多数—これは今まだ水の底につかつておりまして、はつきり数字はわかりません。橋梁の流失が三百四十九、堤防の決壊が四十八に及んでおるのであります。この数には被害の最も著しい栗橋、幸手附近の浸水地区のものを含んでおりません。これは水の下になつておりまして、まだ判明いたしません。これらが漸次わかるに及びましては、被害はさらに大きいものが予期せられることは覚悟いたさなければならぬと思ふのであります。

次は栃木県であります。栃木県の被害の中心は、縣南下都賀郡の渡良瀬川及び巴波川（いづれも利根川支流）の合流する地域でありまして、同所附近の部屋村、生井村の両村は、堤防の決壊とともに、たちまち九メートルの水深に没しまして、約一万余の住民は身をもつて逃れ、附近の堤防にえん／＼三里の長きにわたつて難を避けているような状態であります。次いで、被害の著しい地域は足利及び宇都宮附近であります。これらの被害を総計いたしますれば、死者が百六十六名、傷者が

五十七名、行方不明千四百九十八名、家屋の倒壊及び流失千七百八十六戸、家屋の浸水が四万二千二百九十戸、田畑の流失三十五町歩、田畑の冠水一万一千二百八十八町歩、道路の決壊千六百十八、橋梁の流失百四十、堤防の決壊一であります。この数は、前同様被害調査の進むにつれて、さらに増加するものと思ふなければなりません。

次は群馬県であります。群馬県の被害は、主として赤城山麓より西部、高崎に通ずる線の東であります。殊に渡良瀬川流域の被害が大きい模様であります。この数には被害の最も著しい栗橋、幸手附近の浸水地区のものを含んでおりません。これは水の下になつておりまして、まだ判明いたしません。これらが漸次わかるに及びましては、被害はさらに大きいものが予期せられることは覚悟いたさなければならぬと思ふのであります。

名、家屋の流失及び倒壊二百六十三戸、家屋の浸水一万四千四百七十八戸、田畑の冠水が一万五千七百七十八町歩、道路の決壊百十七、橋梁の流失が百三十一、堤防の決壊が百十六箇所。また宮城縣では、死者が一名、行方不明が九名、家屋の流失が二十五戸、家屋の浸水が一万一千三百八十三戸、田畑の流失が五百八十町歩、田畑の冠水が三万二千四百五十七町歩、道路の決壊が八、橋梁の流失が七百八十六、堤防の決壊が百二十五。なおまた岩手縣では、家屋の倒壊及び流失が六戸、家屋の浸水が一千六百八十八戸、田畑の流失が百三十九町歩であります。このほか一ノ関方面に相当の被害をこうむつてゐる模様であります。福島縣では、死者が七名、家屋の浸水が三千二百一戸、田畑の流失が百二十六町歩、田畑の冠水が三千八百四十五町歩、道路の決壊二十六、橋梁の流失が三十二、堤防の決壊九十二の被害が発生しております。その詳細は目下調査中であります。

なお東京、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟、静岡、愛知、山形、北海道その他は、かなりの被害がある模様であります。その程度は、先に申し上げました六縣に比較いたしますと、やや軽微である模様であります。

次に、以上の被害に対処いたしました各府縣のとりました警防・救護等の対策について、ごく簡単に申し上げます。今水害によりまする被害の甚だしき、それれ被害の甚大な地域に対策本部を前進いたさせまして、縣廳幹部職員を出張せしめるとともに、関係現地諸機関と緊密な連絡のもとに給食、避難、医療その他各種の救護措置に當つておるのであります。また台風に伴う豪雨の襲來に備へまして、各縣ではいち早く警察官なり警防團員等を招集し、危険地域の住民に警報または避難命令を発し、あるいは防水作業に當らしめる等万全の事前措置を講じておりましたために、堤防の決壊により濁流にのまれた地域におきまして、被害を相当に軽減することができた模様であります。

なお未だに埼玉縣栗橋、幸手方面におきましては、廣汎な地域にわたります濁水におかれておりますため、逃げ遅れしる住民の一部は水中に孤立して救いを求めておる状態でありまして、埼玉縣當局におきましては、これが救出にあらゆる苦心を拂いつつあるのであります。二箇所の決壊部より流入する水勢に妨げられまして、救出作業はさるる困難をきわめておるようでありまして、しかし、さいわいに現地進駐軍の絶大なる好意によりまして、昨十七日より軍用舟艇数隻が出動による強力な援助を受けることができたのであります。救出作業に大いなる威力を加へ得たのであります。

さらにまた岩手縣の一ノ関におきましては、交通通信杜絶のため、罹災者の救護及び連絡等がまったく不可能に陥り、これが対策に困窮いたしておりましたが、現地軍當局においては、ただちに大型飛行機三機を出動せしめまして、落下傘による食糧投下の連絡等に當つてもらいましたために、これらの措置によりまして示された進駐軍當局の好意は、まことに感謝にたえない次第であります。

また埼玉縣東部を栗橋、熊谷方面より南下しつづあります濁流は、最悪の場合には東京都の足立、葛飾、江戸川の各区にも及ぶおそれがありまして、警視廳におきましては、これに對し、すでに万全の対策を講じておるのであります。

なお中央においても、被害府縣の救援につきましては、視察連絡員等を各地に派遣し、被害の実相を把握することに努め、強力なる救援に全力をあげておる次第でありまして、決壊いたしました堤防その他公共土木施設の復旧につきましても、極力迅速にこれを行ふ所存であります。また中央に水害対策本部を、本日閣議において設けまして、関係各府相互に緊密な連絡をとり、万遺憾なきを期しておるような次第であります。以上、簡単にありますが、状況の御報告を申し上げます。終りに臨みまして——この災害に關しまして、大阪府はさきましては、い

ち早く本日私の手もとへ五十万円の義捐金の申出がありまして、喜んでこれをお受けいたしておきましたような次第であります。この段御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 厚生大臣一松定吉君

【國務大臣一松定吉君登壇】

○國務大臣(一松定吉君) ただいま内務大臣より詳細な御報告がありましたので、厚生大臣といたしましては、これが対策に關するいろいろな手を打ちましたことを、皆様に御報告を申し上げたいのでございます。

まず基本的措置といたしまして、水害対策本部を総理府内に設けまして、西尾官房長官がその委員長となり、各省の關係官を網羅いたしまして、これが対策に當ることになったのでございます。この委員会は應急的の委員会でありまして、別に法律によつてこれを云々するということではないのでございます。應急救助の対策委員会等につきましては、災害復旧等一般対策に關して別に委員会を設置して、これが取扱いに従事することに決定いたしましたのでございます。水害救助の取扱方針は、御承知のごとく緊急措置といたしまして、目下國會に提出中の災害救助法案と同様の取扱いをいたしたいと考えまして、適當の方法によつてこれらの処置をとりたいと考えております。罹災救助に要します経費でござ

います。糧食、衣料、医薬、小屋掛等に必要なる費用については、國庫補助についても、災害救助法案の補助率と同様の取扱いをいたしたいと考えておりますのでございます。

應急救助対策について申し上げますが、水害府縣の知事に対して、應急対策をそれ〴〵指示いたしましたのでございます。各府縣知事は、その指示に従いまして、積極的に活動を開始いたしておるといふ情報を得ております。情報蒐集及び連絡について申し上げますが、厚生省におきましては、ただちに晝間はもちろん夜間におきましても所要の人員を宿直せしめまして、内務省その他關係各省に對するところの情報の蒐集、連絡及びG・H・Qとも絶えず緊密なる連絡をとるべく措置いたしております。

調査班の編成でございしますが、調査班を編成いたしました。十七日、埼玉縣には物資課長ほか三名を、群馬、茨城、栃木の三縣に對しまして、それぞれ二名ずつの係官を派遣いたしておきました。私も遅滞なく現地を視察する予定でございします。

救援物資調達の措置について申し上げますが、食糧、衣料、厨房用品その他救援物資のうち、縣自体で調達の不可能なものにつきましては、現地の調査及び知事の要請によりまして、交通運輸機関回復次第即時発送のできるように、商工省、農林省等に対しまし

て、適當の措置をとられるように申し込みましたところ、両省とも急速にこれに應じまして、それ〴〵手配をいたしておるのでございます。現地軍政府の要求によりまして、またG・H・Qの指示もありましたので、十七日に、これから申し上げますような数量の衣料・石けん等を現地にただちに発送いたしました。すなわち、男子用ズボン二千着、男子用上着一千着、男子シャツ二千着、女子被服一万三千六百着、兒童被服二万七千着、石けん一万三千六百箇——栃木縣以外の罹災縣に對しましても、ただいま各省に折衝中でありま

非常なる熱意をもつてこれを快諾せられまして、でき得る限りの協力を惜しまないという、ありがたき回答を得ました。そうして、その方面におきましては、それ〴〵これを實地に実施せられておるようでございまして、まことに感謝感激にたえません。

ララ物資の放出に關しまして申し上げますが、ララ物資は、委員会の議決によらなければ物資の放出ができないことになつておりますので、明十九日委員会を開催いたしました。最大可能のララ物資、すなわち食糧品並びに衣料等を現地に送付すべく手續中でございます。

なお、埼玉縣の舟艇策について御報告申し上げますが、昨夜私から運輸大臣に對しまして、埼玉縣に向けて舟艇の輸送方を依頼いたしましたところ、運輸大臣はただちにこれに應じまして、所要の措置を講じて、現にそれらの活動に従事せられておる様子でございます。一方神奈川縣より、とりあえずモーター・ボート三隻を十七日午後六時過ぎに埼玉縣に輸送いたしました。なお引続き現地に輸送して活動中であるとの内務大臣よりの私に對する御報告を得て、私も非常に喜んでおる次第でございします。

防疫対策について申し上げます。浸水家屋消毒のために、クレゾール石けん液十五トンを送りました。井戸消毒ならし粉一箇所二百グラム、総量四十トンを送りました。消化器傳染病——パラチフス、チフス対策のため、すでにワクチンを配給済みでございます。未だ注射を受けていない者に対する注射の材料をすでに配付済みでございます。ズルファアチアゾール錠百万錠——一人四十錠、二万五千人分を現地に送付手續中でございます。

應急医療対策について申し上げます。救援班の編成派遣をやつております。関東地区に國立病院が十三箇所、療養所が十箇所ございまして、合計二十三箇所を総動員して、一班に医者二名、看護婦一名、事務員一名、必要な資材及び自動車準備、隨時出勤態勢を整えて、その一部はすでに出動いたしております。医師會に對しましては、至急救護策をとるよう指示いたしました。日本赤十字社においては、本社において救護班を編成するとともに、東京、神奈川、千葉各府縣支部に救護班の編成を指令いたしました。

衛生資材——前に申し上げましたほかに、衛生資材は、以下申し上げる通り用意いたしております。クレゾール石けん液十五トン、二十万戸を目標として百万人分、さらし粉四十トン、D・T八百トン、脱脂綿百グラム包三千箇、五十グラム包一万箇、ほうた

い、ガーゼその他必要に應じまして出せるように、今手配をいたしております。

G・H・Qとの連絡について御報告を申し上げます。G・H・Qとは絶えず緊密なる連絡をとり、G・H・Qにおきましても、非常な関心を拂つておるのでありまして、でき得る限りの援助をするという快諾を得ましたことは、先に申し上げた通りでございます。なおG・H・Qの公衆衛生福祉部におきまして、各縣に一班ずつ三班を編成いたしまして、埼玉、群馬、茨城、栃木の各縣へ、メージャー・レオルダン、ミスター・ネフ、ミスター・マーカソン、その他社会局庶務課藤藤通譯などが同行いたしまして、すでに現地の視察に向われております。

防疫対策について申し上げます。浸水家屋消毒のために、クレゾール石けん液十五トンを送りました。井戸消毒ならし粉一箇所二百グラム、総量四十トンを送りました。消化器傳染病——パラチフス、チフス対策のため、すでにワクチンを配給済みでございます。未だ注射を受けていない者に対する注射の材料をすでに配付済みでございます。ズルファアチアゾール錠百万錠——一人四十錠、二万五千人分を現地に送付手續中でございます。

應急医療対策について申し上げます。救援班の編成派遣をやつております。関東地区に國立病院が十三箇所、療養所が十箇所ございまして、合計二十三箇所を総動員して、一班に医者二名、看護婦一名、事務員一名、必要な資材及び自動車準備、隨時出勤態勢を整えて、その一部はすでに出動いたしております。医師會に對しましては、至急救護策をとるよう指示いたしました。日本赤十字社においては、本社において救護班を編成するとともに、東京、神奈川、千葉各府縣支部に救護班の編成を指令いたしました。

衛生資材——前に申し上げましたほかに、衛生資材は、以下申し上げる通り用意いたしております。クレゾール石けん液十五トン、二十万戸を目標として百万人分、さらし粉四十トン、D・T八百トン、脱脂綿百グラム包三千箇、五十グラム包一万箇、ほうた

日本赤十字社、同胞援護会等民間團體の活動について御報告いたします。政府の活動に對應いたしまして、日本赤十字社、同胞援護会等の施設團體は、政府に協力いたしまして、本部及び各地方の支部は積極的に活動を開始いたしております。なお必要なる措置は、ただいまこれを考究いたしまして、その成案を得次第続々実行に移すことにいたしております。この段御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 農林大臣平野力三君。

〔國務大臣平野力三君登壇〕

○國務大臣(平野力三君) 今回の関東大水害に關しまして、もつぱら食糧關係及び耕地關係に關しまして、農林省所管の問題について御報告をいたしたいと思ひます。

御承知の通り、輸入食糧の加工製粉工場が主として関東の地区に多いのでありまして、これが被害に關しましては、京浜地方の食糧問題にきわめて重大なる關係がありますので、早速各地に係官を派遣いたしまして今日まで集めました情報について申し上げます。

まず交通機關について申し上げます。昨日の情報によりますと、高崎線は大体今明日中に開通の見込みであります。従つて、高崎線が開通いたしますならば、信越線も大体開通の予定であります。常盤線は十六日から試運

轉をいたしてあるようでありますが、現在のところ、大体において水戸まで開通の見込みがついております。東北本線は栗橋及び久喜の間に非常なる災害がありまして、現在この見込みは完全なる情報を得ておりません。上越線は岩本及び敷島間の鉄橋が流失いたしました。復旧には約二十日間を要するといわれております。

かような交通の状況下にありまして、しからば現在京浜地方におきまして食糧問題にはいかなる影響があるかと申し上げますと、まず第一に、製粉加工工場として千葉縣における最も重要工場である船橋の工場は、これは安全であります。支障がありません。埼玉縣におきまして川越の工場は、これもまた健在であります。次に茨城縣におきまして赤塚の工場も、大体において水戸までの間の交通が完備いたしますならば、まず支障なき見込みであります。群馬縣の高崎を中心とした工場の間については、高崎線が開通いたしますので、これまた大体において安全であります。問題と相なりますのは、東北本線及び両毛線の沿線にあります小山、太田、館林、佐野、この近辺にあります製粉工場については、まだ連絡が十分でありませんので、非常に心配をいたしてある状況であります。

次に、今回の交通問題から及ぼしまする早場米の点について一言申し上げます。富山、石川及び新潟の西部におきまして早場米の輸送は、信越線の回復によりまして支障なき見込みであります。次に、上越線が不通でありますので、新潟縣及び山形縣の早場米の供出に關しましては、相当困難なる見込みがありますので、この点については、運輸省に目下大いに交渉をいたしておるのであります。東北本線の開通が遅れることになりまして、これまた青森、岩手、宮城方面の早場米には影響がありますので、この点、また復旧に對して運輸省に十分折衝中であります。

以上が、大体の交通から見た概況であります。ここに一言申し上げたいと思ひますことは、現在京浜地方におきまして食糧状況といたしましては、食糧當面がもつております手持の食糧は大体八日分あります。政府がもつております食糧は三万石、約三日分あります。次に横浜に入港いたしております小麦粉・豆類等が大体十萬石、約九日分あります。合計二十日分の食糧だけは現在あるものであります。この食糧をもつております間に交通機關が順次復旧いたしましたので、大体において京浜地方における食糧問題については、この水害によつて大なる支障はないようにいたしたいと思つております。なお長野、山梨縣の

中央線の不通については、名古屋方面より食糧を輸送することとしたしまして、この兩縣については大体において完全であります。

次に一言申し上げたいと思ひますことは、かような水害によつてぬれております小麦その他につきましての対策は、目下地方の食糧事務所を通じて大いに交渉中であります。特に甘藷の冠水いたしましたものは、すぐ腐りやすいのでありますから、これは現地の食糧事務所に早速命令いたしまして、これが処分方法については、最も現実に即したところの方法を考へてゐる次第でございます。

次に、農林省から現地に出張した係官が今朝歸つてもつてまいりました報告によつて、耕地及び作物の大体の被害について申し上げたいと思ひます。但しこの数字は、現在到達いたしました数字をそのまま集計いたしましたものであります。もとより正確を期することとはできないのでありますが、この際水害の大きさを御認識願ひ意味において、この数字を發表いたしましたので、御参考に願ひたいと思ひます。

まず埼玉縣において、浸水いたしました田畑の面積は四万七千二百町歩、栃木縣におきましては四万一千三百町歩、千葉縣におきましては二万二千町歩、群馬縣におきましては三万二千町歩、神奈川縣において四千七百五十町歩、茨城縣は出張員がまだ歸りませんので、恐

縮であります。報告できません。次に、流失及び埋没によつて役に立たなくなりました耕地の面積は、埼玉縣において一万八百町歩、栃木縣において三百六十町歩、千葉縣において五十町歩、群馬縣において二千町歩、神奈川縣において九十六町歩であります。

次に、農作物の中において米の被害は、大体今日までに到達いたしております。まず集計によりますと、埼玉縣においては、五十四万六千石、栃木縣においては四十万石、千葉縣においては一萬五千石、群馬縣においては三万六千石、神奈川縣においては千二百二十石であります。甘藷に關しましては、埼玉縣におきまして千三百萬貫、栃木縣において六百萬貫、千葉縣において三十萬貫、その他は現在不明であります。

かような大体の数字を得ておるのであります。明日政府において知事會議を開催いたしまして、食糧問題に關する割當會議をいたすときにあたりまして、かような水害を見ましたことは、まことにわれわれといたしまして心配にたえないのであります。しかしながら、今日政府が全國の數量をいたしておりますところの六千六百萬石の生産高、及び割り当てといたしますところの三千百六十萬石のこの基本的數字については、今回の水害によりましてある程度の影響のあることはもとよりであります。この際の食糧問題

といたしまして、明日の知事會議に關しましては、既定の方針通り會議を続行する、かようなことに決定いたしました次第であります。

今日水害が各地に起つて、食糧所管省といたしましては、まことに重大にして困難なる情勢に遭遇いたしておりますが、われわれは、この困難なる情勢をよく乗り切りまして、食糧問題に關する万遺憾なき對策を立てんとし、現在十分盡力をいたしておる次第であります。以上、簡單であります、農林省に關する所管の一端を御報告申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 運輸大臣より鉄道關係につき説明を聴取いたしたいと思ひまして交渉いたしました、早急のことで報告準備ができません。最近の機會に御報告申し上げる予定であります。

○叶凸君 関東地方を中心とする水害について、現地視察のため、特に院議をもつて議員二十四名を派遣することとし、ただちに議長において指名せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 叶君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

つきましては、派遣議員を指名いたします。

石野 久男君	大島 義晴君
金子益太郎君	川島 金次君
島上善五郎君	高瀬 傳君
吉川 兼光君	水野 實郎君
青柳 高一君	天野 久君
大澤嘉平治君	松井 豊吉君
鈴木 明良君	小林 運美君
小峯 柳多君	島村 一郎君
田口助太郎君	山口 好一君
山村新治郎君	野本 品吉君
谷口 武雄君	山口 武秀君
河口 陽一君	林 百郎君

次会の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

出席國務大臣

内務大臣 木村小左衛門君
厚生大臣 一松 定吉君
農林大臣 平野 力三君
國務大臣 林 平馬君

〔第三十号参照〕

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨

本案は、皇室典範の施行に伴い、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する必要な事項を

定めるもので、その要旨は、第一に、皇室典範第十一條及び第十三條の規定により、皇族が皇族の身分を離れた場合の新戸籍の編製、並びにこれに伴い皇族の身分を離れた者の入籍、第二に、皇室典範第十四條の規定により、皇族との婚姻によつて皇族となつた女子が婚姻關係の消滅その他の事由により皇族の身分を離れた場合の入籍及び新戸籍の編製、第三に、皇室典範第十二條の規定により、皇族以外の者との婚姻により皇族の身分を離れた者が離婚する場合の新戸籍の編製及び入籍、第四に、皇族以外の女子が皇后又は妃となつた場合の除籍、第五に、以上のよう

な皇族たる身分の得喪による新戸籍の編製、入籍及び除籍に關する届出手続等に關するものである。

二、本案の目的

皇室典範第十一條乃至第十四條の規定により、皇族の身分を離れた者は、戸籍法の適用を受けることとなるので、從來戸籍法の適用がなく皇統譜令によつて登録されていた皇室關係について、その就籍等に關する事項を戸籍に登録換する役目を果たし、同時に皇室典範第十五條により、皇族以外の女子が皇后となり又は皇族男子との婚姻により皇族となつた者の除籍に關し、實際上の考慮

から規定を設け遺漏なきを期するの目的である。

三、議案の可決理由

本案は、皇室典範の施行に伴い、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する事項を定めたもので、具体的実情に即した詳細な規定によりこれらの事項は、遺漏なく処理せられるものと思われ、これが本案を可決すべきものと議決した理由である。

昭和二十二年八月二十二日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長松岡駒吉殿

家事審判法案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨

本案は、民法の改正に伴い、家事審判制度の全面的採用の必要から提出せられたものである。

その要旨を挙げれば次の通りである。

先ず第一に、家事審判所は、家庭事件のみを取り扱うので、地方裁判所の特別の支部とし、その手続も訴訟の形式をとらない。

第二に、家事審判所で取り扱う事件は、訴訟事件についても、一應調停前置主義を採る關係上、家庭事件のすべてにわたり、その取扱は、事件の性質に即して審判又は調停を行

い、合理的に構成された機關により徹底的処理方法が樹てられている。

第三に、家庭内の秘密が暴露されることを防ぐため、參與員及び調停委員等についての秘密漏泄に対する罰則規定が設けられている。

なお、審判及び調停については、その手続を簡素にし、事件の迅速な解決と費用の軽減を図るため、非訟事件手続法を準用することになつて

二、本案の特色

本案施行後における家庭事件処理上の特色を挙げれば次の通りである。

先ず第一に、家庭事件は、可及的に、訴訟によらず、調停により解決する方針であり、しかもその調停は、極めて強化せられたものであるから、關係人の互譲による平和的解決に徹し得る点である。

次に、夫々の事件について、民間有識者を加えた民主的機關により家庭内、親族間の情誼に適合した極めて妥當な解決が望める点である。

なお、当事者にとつて、この制度の利用は、安全簡便であるから、世間体や潜在権力により、一方的な犠牲を忍ぶような不合理は少くなるものと思ふ。

三、議案の可決理由

本案は、現行訴訟制度の欠点を補い、家庭事件を理想的に解決し得るものと思ふ。家庭の平和と健全な親族共同生活を維持するため、家庭審判制度確立の一日も速かならんことを願ひ、本案は大体において、適切妥當なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十二年八月二十五日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長松岡駒吉殿

〔第三十一号参照〕

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案（武蔵運十郎君提出）に関する報告書

一、本案の要旨

本案は、現下の諸事情に鑑み、この法律の適用範囲を拡張し、及び戦災による優先賃借権の申込期間を延長しようとするものであつて、その要旨を挙げれば次の通りである。

先ずこの法律適用範囲の拡張については、第一に近年大火、震災、風水害等頻発の傾向にあり、これら自然災害は、本質的に戦災と差異がないので、かかる災害により、廣範囲に建物の滅失した場合の借地借家関係にも適用することとし、第二に、

強制疎開も等しく戦争の犠牲であるという見地から、この際公平に、疎開地の借地借家関係にも、既往に遡つてこの法律を適用しようとするものである。

次に期間の延長については、今日なお、優先賃借権の実現が困難である実情から、更に向う一箇年間申込期間を延長することとしてある。

二、本案の目的

本案は、戦災による優先賃借権を事實上において保障すると共に、戦災と同様に、廣範囲にわたる自然災害に因る罹災者及び強制疎開による戦争犠牲者をも借地借家関係において救済するのが、その目的である。

三、議案の修正議決理由

本案は、提案の理由において極めて切実なものがあり、その趣旨も大体において妥當ではあるが、唯本案のふれていない自然災害の地区及び程度決定の基準について、従来勅令を以て指定した地区を除いては、法律に定めるのが妥當であり、又自然災害によるものと、戦災によるものとを並列することは、法律体裁及び期間計算の上から適當ではないから、別に條文を起すべきであり、なお、疎開によつて借地権を失わないものとみなすときは、現在借地借家の上に新なる混乱を招く虞があり、仮に本案の如く附則を設けても、施

行の前後により不均衡を生じ、公平を失するから、原案第九條は削除するが妥當と認め、別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年八月二十八日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長松岡駒吉殿

〔別紙〕

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「一箇年」を「二箇年」に改める。

第七條第一項及び第三項中「六箇月」を「一箇年」に改める。

第十二條第一項中「一箇年」を「二箇年」に、同條第四項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十八條中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十九條第二項中「地方裁判所長」を「地方裁判所」に改める。

第二十二條中「勅令」を「政令」に改める。

第二十五條の二 第二條乃至第八條、第十條乃至前條及び第三十五條の規定は、別に法律で定める火災、震災、風水害その他の災害のため滅失した建物がある場合にこれを準用する。この場合において、第二條第一項中「この法律施行の日」及び第十條中「昭和二十一年七月

一日」を「第二十五條の二の法律施行の日」と、第十一條中「この法律施行の際」を「第二十五條の二の法律施行の際」と、第十二條中「この法律施行の日」を「第二十五條の二の法律施行の日」と読み替へるものとする。

第二十七條 この法律（第二十五條の二の規定を除く。）を適用する地区は法律でこれを定める。

第二十五條の二の規定を適用する地区は災害ごとに法律でこれを定める。

第二十九條第一項中「一箇年」を「二箇年」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

従前の規定によつて定められた地区は、これを第二十七條第一項の改正規定によつて定められたものとみなす。

皇室経済法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
皇室経済法は、日本國憲法第八條及び第八十八條の兩條に基いて規定することを要する事項を中心とし、皇室の経済關係に関する事項をとりまとめて規定したものであつて、同法第二條における財産の授受、第四

條の内廷費の定額及び第六條の皇族費の定額あるいは皇族がその身分を離脱する際の一時金等については別の法律で定めることを規定している。

以上の如く皇室経済法において別の法律で定めるべきものと規定している諸点について規定を設けると共に、その他同法施行のため必要な規定を設けようというのが本案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本案は皇室経済法の施行に関する法律に代る本格的の立法にしてまた各條項に規定した價額又は金額も大体において妥當なものと認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

三、費用

本法施行のための費用は、これを要しない。

右報告する。

昭和二十二年八月二十六日

皇室経済法施行法案特別委員長 森 三樹二

衆議院議長松岡駒吉殿

日本國憲法第八條による議決案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
皇室経済法施行法案第五條の規定によれば天皇及び皇族（皇室経済法

